

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	スウェーデンのペット飼養規制 一犬猫飼養庁令（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号）一（資料）
他言語論題 Title in other language	Legislation on Keeping Companion Animals in Sweden
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (Higuchi, Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 経済産業調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	821
刊行日 Issue Date	2019-06-20
ページ Pages	73-101
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	スウェーデンのペット飼養規制の概要を述べ、犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号）の試訳を紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

スウェーデンのペット飼養規制
—犬猫飼養庁令（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号）—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 経済産業調査室 樋口 修

目 次

- I スウェーデンのペット飼養に関する法体系
- II スウェーデンのペット飼養規制の概要—犬猫飼養庁令を中心に—
 - 1 旧法令からの変更点
 - 2 新しいペット飼養規制の概要

III 試訳等について

資料：犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号）（試訳）

キーワード：スウェーデン、北欧、EU、動物保護法、動物愛護、愛玩動物、ペット、犬、猫

要 旨

スウェーデンにおいては、「動物保護法」(Djurskyddslag) (スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling: SFS) 2018 年第 1192 号) — 「動物保護令」(Djurskyddsförordning) (スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号) — 「犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言」(Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt. 犬猫飼養庁令) (スウェーデン農業庁法令全書 (Jordbruksverkets författningssamling: SJVFS) 2019 年第 28 号) が、動物保護の側面からのペット飼養規制を構成している。これらの法令は、いずれも 2018 年から 2019 年に全面改正され、新しい法令は 2019 年 4 月 1 日から施行されている。

本稿では、犬及び猫の飼養を規制する最も下位の、したがって最も具体的な法令である犬猫飼養庁令を中心に、他の関連法令にも言及しつつ、動物保護法令の全面改正を踏まえたスウェーデンのペット飼養規制の概要を紹介する。また、犬猫飼養庁令を訳出する。

I スウェーデンのペット飼養に関する法体系

スウェーデンでは、2018 年 6 月に動物保護に関する法律が約 30 年ぶりに全面改正され、新しい「動物保護法」(Djurskyddslag. 以下「動物保護法」又は「法」という。) (スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling: SFS) 2018 年第 1192 号)⁽¹⁾が制定された。この新しい動物保護法の概要及び全文の試訳については、既に本誌において紹介したところである⁽²⁾。

今回の全面改正は、近年の動物保護に関する EU 法令の整備、獣医学上・畜産上の技術進歩及び動物保護に関する社会の意識変化等を踏まえ、旧動物保護法(スウェーデン法令全書 1988 年第 534 号)をより現代に適合した内容と文言に置き換えること、また、多次にわたる改正を経て複雑になった旧動物保護法の条文構成を適正化し、より明瞭で平易な法律とすること等を目的として行われた⁽³⁾。

動物保護法は、細目にわたる具体的な規定については、多くをその下位法令に委ねている。スウェーデンの国内法令の法体系は、基本法(憲法: grundlag) — 法律(lag) — 政府の命令(政令: förordning) — 庁の命令(庁令: föreskrifter) の階層で構成されている⁽⁴⁾が、動物保護法の全面改正に伴い、その下位法令も全面的に改正されることとなった。2019 年 2 月 21 日、新しい動物保護法に基づく政令として「動物保護令」(Djurskyddsförordning. 以下「動物保護令」又は「令」という。)

* 本稿におけるインターネット情報への最終アクセス日は、2019 年 4 月 30 日である。

(1) “Djurskyddslag.” *Svensk författningssamling* (スウェーデン法令全書: SFS), SFS 2018:1192, 2018.6.27. <<https://svenksforfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2018-06/SFS2018-1192.pdf>>

(2) 樋口修「スウェーデンの新しい動物保護法—動物保護法(スウェーデン法令全書 2018 年第 1192 号) — (資料)」『レファレンス』817 号, 2019.2, pp.79-103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11242226_po_081704.pdf?contentNo=1>

(3) 同上, p.80.

(4) スウェーデンの国内法令の法体系の階層についての記述は、“Tolkning av plan- och bygglagstiftningen.” Boverket HP <<https://www.boverket.se/sv/PBL-kunskapsbanken/Allmant-om-PBL/lag--ratt/tolkning-av-plan--och-bygglagstiftningen/>> などによる。なお、スウェーデンは EU 加盟国であるため、この国内法令の法体系のほかに EU 法による規制も受ける。動物愛護に関しては、輸送、殺処分等について EU 法が定められており(輸送に関しては理事会規則 (EU) No 1/2005、殺処分に関しては理事会規則 (EU) No 1099/2009)、スウェーデンでのペット飼養においてはこれらの EU 法も遵守しなければならない。

(スウェーデン法令全書 2019 年第 66 号)⁽⁵⁾が、政府により制定された。

スウェーデンの中央行政機構は、我が国とは異なり、政策の企画・立案を行い、政府事務局 (Regeringskansliet) を構成する「省」(departement) と、政策を実施する「庁」(又は (国の) 公的機関: myndighet) が、互いに独立した別の組織であるという特徴を有する (前者は法令、予算等により後者の政策実施を管理する)。「省」は「庁」に比べて小規模であり、また、「省」の命令である「省令」という法令の種類は存在しない⁽⁶⁾。上述のスウェーデンの国内法令の法体系において、政令の次に庁令が置かれるのはこのためである。2019 年 4 月末現在、スウェーデンにおいて動物保護行政を所管する「省」は産業省 (Näringsdepartementet) であり、所管する「庁」はスウェーデン農業庁 (Statens jordbruksverk 又は Jordbruksverket) である。

動物保護法及び動物保護令は、一般原則 (法第 2 章・令第 2 章) のほか、競技・展示 (法第 3 章・令第 3 章)、医療行為 (法第 4 章・令第 4 章)、と畜その他の殺処分 (法第 5 章・令第 5 章)、動物実験 (法第 7 章・令第 7 章) 等多様な規定を含み、対象となる動物も、犬・猫等のペット (愛玩動物) のほか、ウシ・ブタ・ニワトリ等の畜産用動物、ミンク等の毛皮用動物等多岐にわたる。このため、動物保護法及び動物保護令に関連する庁令は一本だけではなく、内容に応じて複数本が置かれている⁽⁷⁾。これらの庁令も、今回の動物保護法・動物保護令の全面改正を受けて全面改正された。

この中で、犬及び猫の飼養に関しては、2019 年 3 月 28 日、「犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言⁽⁸⁾」(Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt. 以下「犬猫飼養庁令」という。)(スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号)⁽⁹⁾が、スウェーデン農業庁により制定された。

全面改正された動物保護法、動物保護令、犬猫飼養庁令は、いずれも 2019 年 4 月 1 日から施行されている。

スウェーデンのペット飼養は、この動物保護法—動物保護令—犬猫飼養庁令を中心とする⁽¹⁰⁾

(5) “Djurskyddsförordning,” SFS 2019:66, 2019.3.1. <<https://www.svenskforfattningssamling.se/sites/default/files/sfs/2019-02/SFS2019-66.pdf>>

(6) 川野秀之「4 章 行政機関とパブリック・セクター」岡沢憲英・奥島孝康編『スウェーデンの政治』早稲田大学出版部, 1994, pp.85-91.

(7) 例えば、本稿で試訳を行った犬猫飼養庁令のほか、実験動物に関しては「実験動物に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言」(“Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om försöksdjur,” *Statens jordbruksverks författningssamling* (スウェーデン農業庁法令全書: SJVFS), SJVFS 2019:9, 2019.3.29. Jordbruksverket HP <<http://www.jordbruksverket.se/download/18.7c1e1fce169bee5214fad877/1553851490782/2019-009.pdf>>), 多頭飼養を行う場合の許可等に関しては「愛玩動物、馬及び毛皮用動物の特定の動物飼養に対して許可を受ける義務に関するスウェーデン農業庁令」(以下必要に応じて「多頭飼養等許可庁令」という。)(“Statens jordbruksverks föreskrifter om tillståndsplikt för viss djurhållning av sällskapsdjur, häst och pälsdjur,” SJVFS 2019:27, 2019.3.29. *idem* <<http://www.jordbruksverket.se/download/18.7c1e1fce169bee5214fb19d3/1554448722900/2019-027.pdf>>) が、いずれも 2019 年 3 月 28 日にスウェーデン農業庁により制定され、同年 4 月 1 日から施行されている。なお、「一般的助言」については、後掲注(8)を参照。

(8) 一般的助言 (allmänna råd) とは、法律、政令、庁令の適用方法を示すものであり、庁がその所掌範囲に関して決定する。法律、政令、庁令とは異なり強制力はなく、これらの法令の要件を遵守するために行い得ることや行うべきことを示すものである。従って一般的助言を遵守する義務はなく、一般的助言を遵守する以外の方法で法令の要件を満たしても良い。“Tolkning av plan- och bygglagstiftningen,” *op.cit.*(4) 試訳で示すように、犬猫飼養庁令においては、同庁令の各条文の後に、当該条文の一般的助言が (有る場合には) 記載されている (全ての条文に対して、それぞれ一般的助言が置かれているわけではない)。

(9) “Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt,” SJVFS 2019:28, 2019.3.29. Jordbruksverket HP <<http://www.jordbruksverket.se/download/18.7c1e1fce169bee5214fb1e92/1553855790863/2019-028.pdf>>

(10) 犬猫飼養庁令以外の動物保護法関連の農業庁令にも、ペット規制に関係するものは存在する。前掲注(7)で述べた多頭飼養等許可庁令はその 1 つである。

動物保護の側面からの規制と、動物保護法とは別の法律である「犬及び猫の監視に関する法律」(Lag (2007:1150) om tillsyn över hundar och katter. 以下「監視法」という。)(スウェーデン法令全書 2007 年第 1150 号)⁽¹¹⁾及びその下位の政令である「犬の監視に関する命令」(Förordning (2007:1240) om tillsyn över hundar. 以下「監視令」という。)(スウェーデン法令全書 2007 年第 1240 号)⁽¹²⁾による所有者の管理責任の側面からの規制という、2 種類の系列の法令により規制されている。

我が国では 2019 年 4 月現在、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号。いわゆる「動管法」)の改正が検討されており、その主要論点の 1 つが、犬猫への個体識別用マイクロチップの装着義務化である旨報じられているが⁽¹³⁾、後述するように、スウェーデンにおける犬への標識の装着義務は、動物保護法令ではなく、この監視法—監視令により規定されている⁽¹⁴⁾。なお、監視法及び監視令は、今回の動物保護法令の全面改正に伴う改正は行われていない⁽¹⁵⁾。

以下では、スウェーデンにおいて、動物保護の側面から犬及び猫の飼養を規制する最も下位の、したがって最も具体的な法令である犬猫飼養令を中心に、他の関連法令にも言及しつつ、動物保護法令の全面改正を踏まえたスウェーデンのペット飼養規制の概要を紹介する。また、犬猫飼養令を訳出する。

II スウェーデンのペット飼養規制の概要—犬猫飼養令を中心に—

1 旧法令からの変更点

今回の全面改正により、動物保護法には、当該動物が自然な行動 (naturligt beteende) を行うことができるような方法で飼養・管理しなければならないことを飼養者等に義務付け (法第 2 章第 2 条第 1 項第 2 号)、また、家畜種⁽¹⁶⁾の動物を遺棄することを明確に禁止する (法第 2 章第 8 条) 等、新たな規定が多く盛り込まれた。これに対して全面改正後の犬猫飼養令には、改正前の旧犬猫飼養令 (スウェーデン農業庁法令全書 2008 年第 5 号)⁽¹⁷⁾と比較して、内容的に大きな変更は見られない。その理由としては、犬猫飼養令を抜本的に改正するための改正手続が 2019 年 4 月 1 日の新しい動物保護法の施行に間に合わず⁽¹⁸⁾、旧犬猫飼養令に最小限の修正を行った庁令でスタートせざるを得なかったこと、その一方で、旧犬猫飼養令の内容が、既に新しい動物保護法の内容に沿ったものとなっており、実質的な改正をほとんど必要としなかったことなどが考えられる。

(11) 現行 (2019 年 4 月末現在) の監視法は、スウェーデン法令全書 2018 年第 830 号を最終改正とするものである。
“Lag (2007:1150) om tillsyn över hundar och katter t.o.m. SFS 2018:830.” Sveriges Riksdag HP <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20071150-om-tillsyn-over-hundar-och_sfs-2007-1150>

(12) 現行 (2019 年 4 月末現在) の監視令は、スウェーデン法令全書 2018 年第 246 号を最終改正とするものである。
“Förordning (2007:1240) om tillsyn över hundar t.o.m. SFS 2018:246.” *ibid.* <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20071240-om-tillsyn-over-hundar_sfs-2007-1240>

(13) 「犬猫チップ装着義務化、愛護法改正案、販売「8 週齢」規制へ」『産経新聞』2019.4.16.

(14) 後述するように、2019 年 4 月末現在、スウェーデンでは猫への標識の装着は義務付けられていない。なお、現行の監視法—監視令は、主に犬の飼養に関して規定しており、猫の飼養に関する規定は監視法に若干盛り込まれているだけである (同法第 1 条及び第 21 条)。

(15) 監視法の法令沿革については、政府事務局法令データベースの “Regeringskansliets rättsdatabaser.” Regeringskansliet HP <<http://rkrattsbaser.gov.se/sfst?bet=2007:1150>>、監視令については、*idem* <<http://rkrattsbaser.gov.se/sfsr?bet=2007:1240>> による。

(16) 家畜種 (tamdjursart) は、スウェーデンの自然に元々生息していない動物を意味する。したがってウシ、ブタ等の畜産用動物に限らず、犬、猫等の愛玩動物、ワニ等のエキゾチック・アニマルも「家畜種」に含まれる。

(17) “Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt,” SJVFS 2008:5, 2008.3.25. <<http://www.jordbruksverket.se/download/18.26424bf71212ecc74b080001024/1370040518362/2008-005.pdf>>

2 新しいペット飼養規制の概要

新しい犬猫飼養庁令は、犬猫共通の規定である第1章、犬の飼養に対してのみ適用する第2章、猫の飼養に対してのみ適用する第3章の全3章から構成されている。同庁令は、動物病院等で治療中の動物、実験動物、職務遂行中又は訓練中の軍用犬・警察犬などでその全部又は一部が適用されないことを除き、全ての犬及び猫の飼養に対して適用される（同庁令第1章第1条）。

犬猫飼養庁令で使用する用語については、同庁令第1章第3条で定義がなされている。日常的な語感とは異なる意味で使用されている用語について特に掲記すると、次のとおりである。

「養畜場」(förrvaringsutrymmen)とは、動物を保管する空間の総称であり、屋内であるか屋外であるかを問わない。また、保管対象とする動物はウシやブタ等の畜産用動物に限定されない。動物保護法及び動物保護令では、養畜場の保管対象は飼養されるあらゆる動物に及ぶが、犬猫飼養庁令においては、特に犬及び猫を保管対象とする空間を「養畜場」と定義している。

「飼育箱」(box)とは、屋内の養畜場のうち最小の寸法を満たすものをいう。箱の形状をしていなくても良い。

「運動場」(rastgård)とは、屋外の養畜場のうち最小の寸法を満たすものをいう。いわゆるドッグランのことではなく、屋外で飼養する動物の保管空間のことである。

飼育箱又は運動場の最小の寸法を満たさない養畜場は、屋内であっても屋外であってもすべて「ケージ」(bur)となる。すなわち、ケージとは籠や檻といった容器の具体的な形態ではなく、狭小な空間を指している。詳細については本節の(9)で改めて述べる。

「休息」(rasta / rastning)とは、いわゆる犬の散歩のことである。

このほか、一般的ではない用語として「パンティング」(hässjning)がある。犬が体温調節を行うため、口を開けて舌を出し、あえぐように浅く呼吸することをいう⁽¹⁹⁾。

犬猫飼養庁令を中心とする、スウェーデンのペット飼養規制の主な特徴は、次のとおりである。

(1) 虐待の禁止

動物に不必要な苦痛や疾病を与えないこと（法第2章第1条⁽²⁰⁾）、動物を殴打し、傷つけ又は

(18) スウェーデン農業庁は、2019年2月7日に、抜本的な改正犬猫飼養庁令の案文を含む改正関連資料を公開し、レミスにかける旨発表した（“Förslag till nya djurskyddsföreskrifter och allmänna råd om hållande av hundar och katter (Dnr 5.2.17-7727/17),” 2019.2.7. Jordbruksverket HP <http://www.jordbruksverket.se/download/18.36d57baa168c704154dfdb2/1549546002514/Missiv-L102_2019_remiss_20190207.pdf>）。庁令案の案文は、“Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hundar och katter,” *idem* <http://www.jordbruksverket.se/download/18.36d57baa168c704154dfdb0/1549546001914/F%C3%B6reskriftsf%C3%B6reslag_L102_2019_remiss_20190207.pdf> を参照。レミス (Remiss) とは、関係機関・団体等へ政府案件文書（特に法律案）を送付し、その意見を聴取する制度であり、提出された意見書はその後の立法作業に慎重に反映される（萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部、2007、p.180.）。今回のレミスの意見書送付の締切は2019年4月4日に設定されており（“Förslag till nya djurskyddsföreskrifter och allmänna råd om hållande av hundar och katter (Dnr 5.2.17-7727/17),” *idem*）、更にその後の検討作業を考慮に入れると、2019年4月1日の新しい動物保護法施行に合わせて抜本的に改正した犬猫飼養庁令を施行することは、そもそも時間的に困難であった。なお、2019年4月末現在、上述の抜本的な改正犬猫飼養庁令案に対する意見書に示された評価の全体的な内容や、それを踏まえた制定作業の動きについては明らかではない。したがって、近日中に犬猫飼養庁令が再度大きく改正される可能性は高いものの、その時期や内容については、2019年4月末現在の時点では不透明である。

(19) 上田恵介編集代表『行動生物学辞典』東京化学同人、2013、p.441.

(20) 「基本的な動物保護の要件

第1条

動物は、適正に取り扱い、不必要な苦痛又は疾病から保護しなければならない。」

酷使しないこと（法第2章第9条第1項⁽²¹⁾）は、動物保護の最も基本的な原則である。動物に苦痛を与える方法で、競技や公演等のために動物を調教し使用することも、この原則に従って禁止される（法第3章第1条第1項⁽²²⁾）。

故意又は過失により、動物を殴打、毀傷、酷使した者や、動物に苦痛を与える方法で動物を調教、使用した者は、罰金又は2年以下の自由刑⁽²³⁾に処される（法第10章第1条第1項）。ただし、故意かつ重大な違反の場合には、2年以下の自由刑に処される（同条第2項）。

犬猫飼養庁令では、犬や猫は十分に清潔に保ち、被毛は管理しなければならないことを規定する（犬猫飼養庁令第1章第19条）。また、棘の付いた首輪（スパイクカラー）の使用は禁止される（同庁令第2章第13条）。犬のパンティングを妨げる密着タイプの口輪は、短時間しか使用することができない（同庁令第2章第14条）。ただし、6か月齢以下の子犬に対しては、口輪はタイプの如何を問わず短時間しか使用することはできない（同条）。また、犬のデイケア施設又は犬の宿泊施設においては、口輪の使用は、負傷の治療等の一時的な場合を除き禁止される（同庁令第2章第21条）。

(2) 自然な行動

動物保護法は、動物が「自然な行動」を行うことができるような方法で飼養・管理しなければならない旨定めている（法第2章第2条第1項⁽²⁴⁾）。この「自然な行動」の要件は、全面改正された新しい動物保護法の特徴の1つであり、犬猫飼養庁令にも、当該要件を反映した規定が置かれている。

犬及び猫の社会的接触⁽²⁵⁾のニーズを満たすこと（犬猫飼養庁令第1章第17条）、犬の運動場に地面よりも0.5m以上高い眺望の利く寝場所を設置すること（同庁令第2章第2条）、犬が継続的に滞在する運動場に、そこで飼養する犬に適合した安全な環境エンリッチメント⁽²⁶⁾（推奨例としては、穴掘りの場所、マーキング⁽²⁷⁾用の柱の設置等が挙げられている。）を行うこと（同庁令第2章

(21) 「動物を殴打し、傷つけ又は酷使することの禁止
第9条

動物を殴打し、傷つけ又は酷使してはならない。

動物に苦痛又は負傷の原因となるおそれのある方法で器具を使用してはならない。」

(22) 「動物に関する競技及び動物の公開の場での展示
第1条

動物に苦痛を与える方法で、次のいずれかのために動物を調教し又は使用することは禁止される。

1. 競技又は試験
2. 録音及び録画
3. 公演又はその他の一般公衆に向けて行われる展示」

(23) 受刑者を拘禁してその自由を剥奪することを内容とする刑罰（高橋和之ほか編『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2016, p.603.）をいう。

(24) 「良好な動物環境及び自然な行動
第2条

動物は、良好な動物環境で、かつ、次の事項の全てに該当する方法で飼養し管理しなければならない。

1. 当該動物の福祉が増進されること。
2. 当該動物が、その幸福のために強く動機付けられ、かつ、重要である行動（自然な行動）を行うことができること。
3. 行動障害が防止されていること。」

(25) 上下関係等の社会的関係を構築するため、人間や同種の他の個体等と接触すること。

(26) 環境エンリッチメント（miljöberikning）とは、飼育環境に何かを加えたり工夫を施したりして、複雑で予見できない豊かな環境を作り出し、その動物種特有の行動を引き出すことで心理的な充足を満たそうとする技術をいう（成島悦雄「動物園における環境エンリッチメント」『獣医畜産新報』Vol.54 No.11, 2001.11, p.936.）。

第3条及び同条の一般的助言)、猫の養畜場に高い寝場所、爪とぎの場所、隠れ場所、屋内の猫用トイレ等を設置し、猫の飼育箱及び運動場に猫が乗るための高い棚又はキャットウォーク⁽²⁸⁾を設置する等の環境エンリッチメントを行うこと(同庁令第3章第2条)等は、自然な行動の要件に関する規定の例である。

(3) 能力要件及び許可を受ける義務

動物を飼養・管理する者は、その動物のニーズを満たすのに十分な能力を保有していなければならない(法第2章第3条第1項)⁽²⁹⁾。また、繁殖者(ブリーダー)、犬のデイケア施設・犬の宿泊施設・猫の宿泊施設を営む者、多頭飼養を行う者は、その活動に対する許可を受けなければならない(法第6章第4条第1項第1号)⁽³⁰⁾。

例えば、犬のデイケア施設や犬の宿泊施設を営む者は、犬の行動上のニーズ、ストレス、感染症、動物保護法令、品種、簡単な治療等に関する訓練を受けていなければならない(犬猫飼養庁令第2章第22条)。また、猫の宿泊施設を営む者は、猫に関してこれと同様の知識を有していなければならない(犬猫飼養庁令第3章第10条)。

(4) 多頭飼養

上述のように、個人が多頭飼養を行う場合にも、法第6章第4条第1項第1号により許可が必要とされる。多頭飼養とされる具体的な要件については、多頭飼養等許可庁令(脚注(7)参照)で規定されている。現行の規定では、12か月齢超の成犬を10頭以上飼養する場合や、12か月齢超の成猫を10頭以上飼養する場合等には、多頭飼養とされる(多頭飼養等許可庁令第4条及び第5条)。

犬猫飼養庁令では、犬の集団はお互いに良好な関係を保つことができる個体で構成すること、また、成犬の集団は10頭を超える個体で構成されるべきではないことを規定する(同庁令第2章第8条及び同条の一般的助言)。また、猫については、15頭を超える成猫(又は20頭を超える未成年猫)を、1つの養畜場に一緒に収容することを禁止する(同庁令第3章第4条)。

(5) 監視

動物保護法は、動物に対して十分な監視を行わなければならない旨規定する(法第2章第4条第1項)⁽³¹⁾。この規定を受けて、犬猫飼養庁令では、犬及び猫は1日に2回以上(幼獣、病気の個体、負

(27) 縄張りを示すため、電柱等に尿をかけ、においを付けること。

(28) 高い所にある猫の通路。

(29) 「能力要件

第3条

動物を飼養し、又はその他の方法で動物を管理する者は、当該動物の必要を満たすための十分な能力を保持していなければならない。」

(30) 「特定の動物飼養に対して許可を受ける義務

第4条

業として又は大規模に次のいずれかの活動を行う者は、当該活動に対する許可を受けなければならない。

1. 愛玩動物を飼養し、繁殖し、譲渡し若しくは販売し又は保管若しくは給餌のために愛玩動物を受け入れること。」

(31) 「監視、飼料及び水に関する要件

第4条

動物は、十分な監視をしなければならない。

動物には、良好な品質の飼料と水を十分に与えなければならない。飼料、水及び給餌の手順は、動物の必要に適合させなければならない。」

傷している個体はより頻繁に) 監視しなければならないと規定している(犬猫飼養庁令第1章第16条)。

また、監視法は、犬や猫が損害又は著しい迷惑を引き起こすことを防止する観点から、監視を行わなければならない旨規定している(監視法第1条)。

(6) 給餌及び給水

動物保護法は、動物に良質な飼料と水を与えること、また、給餌や給水の方法は動物のニーズに適合したものであることを規定する(法第2章第4条第2項)⁽³²⁾。

犬猫飼養庁令では、この動物保護法の規定を踏まえ、犬及び猫に対してバランスの良い飼料を毎日給餌すること(同庁令第1章第18条第1項)、屋内で飼養する犬及び猫は、飲料水を自由に飲むことができること(同庁令第2章第7条及び第3章第6条第1項)、屋外で飼養する犬及び猫は、給水器等から凍結していない水を飲むことが可能であるか、それが不可能な場合には、1日に2回以上、直ちに凍結しない方法で、犬の場合はぬるま湯、猫の場合は水が提供されること(同上)を規定する。また、複数の個体に同時に給餌する場合には、他の個体によって不適当に妨害されることなく食べる機会を与えること(同庁令第1章第18条第2項)、特に猫に関しては、集団内の順位が低い個体であってもストレスなく飲食することができる環境を整えること(同庁令第3章第6条第2項及び同条の一般的助言)を規定している。

(7) 係留の禁止・制限

係留(bindning)とは、動物を壁やその他の物に結び付けること等によって、当該動物が限られた範囲外に移動するのを不可能にすることをいう⁽³³⁾。動物保護法は、当該動物に苦痛を与えない方法で、かつ、当該動物が必要な運動の自由と休息、天候や風からの十分な保護を得ている条件の下で係留できる旨規定している(法第2章第5条第1項)⁽³⁴⁾。

ただしペットである犬猫の場合、係留は禁止又は厳格に制限されている。猫の係留は禁止され(犬猫飼養庁令第3章第7条)、屋内における犬の係留も禁止される(同庁令第2章第11条第1項)。屋外における犬の係留は、1日2時間を限度とし、かつ犬が負傷する危険がない形でのみ行うことができる(同条第2項)。したがって、犬を係留用ワイヤー等で繋ぎっぱなしにしたまま飼養することはできない(同項)。また、チョークカラー⁽³⁵⁾を使用した係留は行うべきではないとされる(同庁令第2章第11条の一般的助言)。

なお、6か月齢未満の子犬は短時間しか係留することができない(同庁令第2章第11条第2項)。また、4か月齢未満の子犬は短時間しか単独で留守番させることができない(同庁令第2章第10条)。

原動機付車両⁽³⁶⁾への犬の係留は、当該車両に犬を係留したまま発車することを防止する装置

⁽³²⁾ 同上

⁽³³⁾ “Ny djurskyddslag,” Regeringens proposition (Prop.) 2017/18:147, p.312. Sveriges Riksdag HP <<https://data.riksdagen.se/fil/1AF2F7CC-8B32-46B8-9B68-D8994B364939>> したがって、リード(引綱)を付けて犬を散歩(犬猫飼養庁令では「休息」の語で表現される。同庁令第1章第3条を参照。)させることは、係留ではない。

⁽³⁴⁾ 「動物の係留及び保定

第5条

動物は、当該動物に苦痛を与えない方法でなされる場合に限り、かつ、当該動物が必要な運動の自由及び休息並びに天候及び風からの十分な保護を得ている条件の下で、係留することができる。」

⁽³⁵⁾ 犬(又は飼養する者)がリード(引綱)を引っ張ると輪が狭まって犬の首を圧迫し、リードを緩めると輪も緩むタイプの首輪。

を取り付けない限り認められない（同庁令第2章第15条）。

犬は定期的に散歩（犬猫飼養庁令の表現では「休息」）させなければならない（犬猫飼養庁令第2章第12条）。散歩の頻度は、日中は6時間ごとに（子犬や高齢の犬はそれよりも短い間隔で）行うことが推奨されている（同条の一般的助言）。なお、猫に関しては、最小寸法の飼育箱又は運動場で保管されている猫に対して、毎日、更に広い空間で休息する機会（犬の散歩に相当する機会）を与えることが推奨されている（同庁令第3章第2条の一般的助言）。

(8) 養畜場等の環境整備

動物保護法は、養畜場等においては、全ての動物に苦痛や疾病等からの十分な保護を与えること、妨げられることなく体を動かし、当該動物に適した方法で休息する機会を動物に与えることを義務付けている（法第2章第6条第1項）⁽³⁷⁾。また、養畜場等を清潔に保つこと（同条第2項）⁽³⁸⁾、養畜場等の内部の温湿度・照度・音響を動物のニーズに適合させること（同条第3項）⁽³⁹⁾も、併せて規定している。

この動物保護法の規定を受けて、動物保護令では、養畜場等の騒音を低い状態に保ち、養畜場等に昼光の取入口を設置しなければならないことを規定している（令第2章第14条第1項及び第2項）⁽⁴⁰⁾。

犬猫飼養庁令では、この動物保護法及び動物保護令の規定を受けて、犬猫を飼養するための屋内空間には、昼光を取り入れるための窓を取り付けること（犬猫飼養庁令第1章第4条）、養畜場等を点検・清掃・消毒が容易であるように設計すること（同庁令第1章第5条）、飼養する犬猫に適した温度（摂氏10度から21度（幼齢及び高齢の個体に関してはより高い温度）を推奨）・湿度を保ち、断熱を行い、また、アンモニアや二酸化炭素が長時間にわたって高濃度とならないように換気を行うこと（同庁令第1章第6条及び同条の一般的助言）等を規定する。

また、犬猫を飼養するための屋内空間に照明を整備し、その強さと向きが当該空間で飼養する犬猫に不快を与えぬよう照明器具を配置すること（同庁令第1章第7条）、畜舎や運動場にある窓・電線・ラジエーター（暖房用の放熱装置等）・照明等の設備は犬猫がそれによって負傷する等のリスクを最小限にするような措置を講じること（同庁令第1章第8条）、犬猫の畜舎は火災の際に収容動物を救助することを前提として整備すること（同庁令第1章第9条）、屋内空間や小屋の寝場所は、乾燥して清潔で柔らかな床面を有すること（同庁令第1章第12条）、養畜場は

⁽³⁶⁾ 原動機の付いた車両のことで、具体的には、自動車、バス、キャンピングカー、オートバイ、原動機付自転車、トラック等を指す。

⁽³⁷⁾ 「畜舎及びその他の養畜場
第6条

畜舎及び動物用のその他の養畜場並びに囲いは、全ての動物に十分な保護を与えなければならない。それらはまた、動物に、妨げられることなく体を動かし、当該動物に適した方法で休息することができる空間を与えなければならない。

畜舎及び動物用のその他の養畜場は、清潔に保たなければならない。

畜舎及びその他の養畜場内の温湿度状態、照度状態及び音響状態は、動物の必要に適合させなければならない。」

⁽³⁸⁾ 同上

⁽³⁹⁾ 同上

⁽⁴⁰⁾ 「畜舎及びその他の養畜場
第14条

畜舎及び動物用のその他の養畜場の騒音は、低い水準に保たなければならない。

畜舎及び動物用のその他の養畜場には、昼光の取入口を設置しなければならない。」

清潔に保つこと（同庁令第1章第20条）等も規定されている。

また、屋内空間や小屋は、飼養する犬及び猫の数に適合した規模であり（同庁令第1章第11条）、寝場所は、飼養する全ての犬及び猫が同時に利用可能であり（同条）、また、動物が自然な状態で横になることができる大きさを有していなければならない（同庁令第1章第12条）ことが規定されている。

なお、1日中かつ1年を通じて屋外で飼養することができる犬は、その飼育環境に適合した犬種及び個体に限られる（同庁令第2章第9条）。したがって、寒冷に弱い犬種の犬を、冬季に屋外で飼養することはできない。

(9) 飼育箱及び運動場の要件—「ケージ」での保管禁止—

犬猫飼養庁令では、飼養に適した一定の寸法を満たす屋内空間を「飼育箱」(box)、同じく屋外空間を「運動場」(rastgård)、当該寸法を満たさない飼養空間を「ケージ」(bur)の語で表し（犬猫飼養庁令第1章第3条）、犬及び猫をケージで保管することを原則的に禁止する（同庁令第1章第14条）。

ここで「ケージ」の語は、籠や檻といった犬及び猫を収容する容器の具体的形態を意味するのではなく、飼育箱又は運動場の要件を満たしていない狭小な飼養空間を意味していることに留意する必要がある。仮に、屋外で、籠や檻等に入れることなく犬及び猫を飼養していたとしても、その空間が運動場の要件を満たさないほど狭小なものである場合、「ケージ」で保管していることになり、原則禁止の対象になる。

飼育箱及び運動場の最小寸法は、犬猫飼養庁令で規定されている（犬の飼育箱については犬猫飼養庁令第2章第24条、犬の運動場については同庁令第2章第23条、猫の飼育箱については同庁令第3章第11条及び第12条、猫の運動場については同庁令第3章第11条）。

例えば、体高60cmのジャーマン・シェパード・ドックを1頭屋内で飼養する場合、その飼育箱は、面積4.5m²以上で、普通の天井の高さ（推奨は1.8m以上）を備えていなければならない（同庁令第2章第24条及び同条の一般的助言）。また、猫の場合の飼育箱又は運動場は、面積6m²以上（かつ猫1頭につき2m²以上）で、天井の高さは1.9m以上を備えていなければならない（同庁令第3章第11条）。ただし、猫の宿泊施設や一時的な保管等の場合には、これよりやや狭小な飼育箱での保管も認められる（同庁令第3章第12条）。

なお、展示、競技、試験、競技前の調教、狩猟、輸送等の場合には、例外的に犬及び猫をケージに保管することができる（同庁令第1章第14条第1項）。ただし、同条に定められた要件を遵守しなければならない。

(10) 電気柵の使用

動物保護法は、養畜場等に設置する設備や器具は、動物を負傷させたり、その健康を損なうことがないように、また、動物の運動の自由を不適切に制限することがないように設計しなければならない旨規定する（法第2章第7条第1項⁽⁴¹⁾）。この規定を受けて、動物保護令では、動物

(41) 「設備及び器具
第7条

畜舎、動物用のその他の養畜場及び動物用の屋外柵の設備及び器具は、次のような方法で設計されてはならない。
1. 動物を傷つけ、又は動物の健康を損なうリスクを生じさせること。
2. 動物の運動の自由を不適切に制限し、又はその他の方法で動物を妨害すること。」

の行動を制御する目的で電気柵を設置し、又は電氣的にショックを与える器具・装置を使用することを原則として禁止するが（令第2章第16条第1項）⁽⁴²⁾、屋外電気柵の使用は例外として認めている（令第2章第17条第1項）⁽⁴³⁾。

ただし、地中に電線を埋設して境界を作り、動物に受信機を付け、動物が電線の境界を越えようとする受受信機を介して動物に電気ショックを与える「見えない屋外電気柵」は、犬の飼養に使用することはできない（犬猫飼養庁令第2章第4条）。他方、「見える屋外電気柵」は、当該電気柵で囲まれた面積が一定規模以上である場合に、犬の飼養に使用することができる（同条）。

(11) 遺棄の禁止

犬及び猫を含む家畜種の動物を遺棄することを法律で明確に禁止した法第2章第8条⁽⁴⁴⁾の規定は、新しい動物保護法の大きな特徴である。この規定に違反して家畜種の動物を遺棄した者は、罰金又は2年以下の自由刑に処され（法第10章第1条第1項）、故意かつ重大な違反の場合には、2年以下の自由刑に処される（同条第2項）。

(12) 母子の保護及び繁殖

犬猫飼養庁令は、妊娠・出産・授乳期の母犬・子犬及び母猫・子猫に対して特別な配慮を与える旨の規定を置いている。授乳中の母犬・母猫に対しては、静穏で乱されない場所を提供しなければならない（同庁令第1章第13条）。妊娠中・授乳中の母犬には寒冷に対する十分な保護を与え（同庁令第2章第6条第1項）、母犬の産箱には追加の温熱を供給し（同条第2項）、授乳中の母犬には子犬に手が届かないような寝場所を提供しなければならない（同条第3項）。同様に、授乳中の母猫には子猫に手が届かないような寝場所を提供しなければならない（同庁令第3章第3条）。

また、動物保護法は、親の動物又は子の動物に苦痛を生じさせる方法で繁殖を行うことを禁止している（法第2章第11条第1項）⁽⁴⁵⁾。この規定に基づき、犬猫飼養庁令では、遺伝性の病気又は機能障害を有する動物、通常の状態での過度の恐怖反応や攻撃的な行動等を示す動物、自然な方法で繁殖する能力に欠ける動物等を繁殖に用いることを禁止し（同庁令第1章第24条）、また、帝王切開で2回分娩した母犬や母猫を、引き続き繁殖に使用することを禁止する（同庁令第1章第25条）。

犬猫飼養庁令はまた、18か月齢未満又は2回目の発情を迎える前の雌犬を交配させること、

(42) 「電氣的な衝撃を与える機器の禁止

第16条

その行動を操る目的で動物に電氣的な衝撃を与える器具若しくは装置を使用し、又は畜舎、動物用のその他の養畜場若しくは囲いの中に設置してはならない。」

(43) 「電氣的な衝撃を与える機器の禁止の例外

第17条

第16条の禁止は、屋外での囲いとしての電気柵の使用には適用されない。」

(44) 「動物を遺棄することの禁止

第8条

家畜種の動物を遺棄してはならない。」

(45) 「特定の繁殖の禁止

第11条

親の動物又は子の動物に苦痛を生じさせるおそれがある方法で繁殖を行うことは禁止される。」

雌犬を強制的に交配させることを禁止する（同庁令第2章第16条及び第17条）。なお、繁殖等のため1年のうちに2度の出産を行った母犬には、次の出産の前に12か月以上の休養を与えなければならない（同庁令第2章第16条）。

(13) 闘争的な犬の所持・飼養・繁殖の禁止

犬がその「自然な行動」を行いつつ、人間や他の犬との社会的接触を行い、愛玩動物として社会の中で生活していくためには、当該の犬は、少なくとも人間や他の犬等に対して噛みつきたり攻撃的であったりしてはならない。噛みつくことや攻撃的であることは、犬の「自然な行動」とはみなされない。動物保護令は、闘争性が非常に強い犬、すぐに興奮し噛みつく犬、攻撃を中断させることが困難である犬、人間や他の犬に対して闘争的である犬を所持し又は繁殖に使用することを禁止している（令第2章第20条）⁽⁴⁶⁾。また、犬猫飼養庁令は、攻撃的な動物を他の動物と同一の飼養空間に入れてはならない旨規定している（同庁令第1章第21条）。

特に攻撃的な傾向を持たない動物であっても、その置かれた環境や状況によっては、人間や他の動物に攻撃を行う可能性がある。これを防止するため、犬猫飼養庁令では、互いに見知らぬ犬及び猫を監督無しに同一の飼養空間に入れることを禁止し（同庁令第1章第21条）、また、犬を他の犬にけしかけること、猫を他の猫にけしかけることを禁止する（同庁令第1章第22条）。犬のデイケア施設や犬の介護施設においては、争いを避けるため、犬が互いに離れることができる環境が整っていないなければならない（同庁令第2章第20条）。

(14) 販売等の規制

犬猫飼養庁令では、ペットショップ、露店市又はそれに類する場所で犬及び猫の販売を行うことが禁止され（同庁令第1章第26条）、また、くじ、競技等の賞品として犬及び猫を使用することも禁止される（同庁令第1章第27条）。このような場では動物虐待が発生する蓋然性が高いため、特に規定が置かれている。犬及び猫を新たに飼養しようとする者は、ペットショップではなく、繁殖者（ブリーダー）等から動物を入手しなければならない。

(15) 週齢規制

犬猫飼養庁令では、子犬は、母犬の乳と世話を必要とする限り、ただし最も早い場合でも8週齢の時点まで、一時的な場合を除き、母犬から引き離してはならない旨規定する（同庁令第2章第18条第1項）。また、子犬は、特別な理由が存在しない限り、最も早い場合でも8週齢の時点まで、繁殖者（ブリーダー）のもとを離れてはならない旨規定する（同条第2項）。

他方、猫について同庁令では、子猫は、母猫の乳と世話を必要とする限り、ただし最も早い場合でも12週齢の時点まで、一時的な場合を除き、母猫から引き離してはならない旨規定する（同庁令第3章第9条第1項）。また、子猫は、特別な理由が存在しない限り、最も早い場合でも

⁽⁴⁶⁾ 「特定の犬の所持及び繁殖の禁止

第20条

次の犬を所持し又は繁殖することは禁止される。

1. 非常に強い闘争傾向を有するもの
2. 容易に興奮し噛みつくもの
3. 攻撃を中断させることが困難な場合のみであるもの
4. 人間や他の犬に対して闘争的な関心を向ける傾向を有するもの

12 週齢の時点まで、繁殖者（ブリーダー）のもとを離れてはならない旨規定する（同条第 2 項）。

したがって、出生後の販売禁止期間を規定するいわゆる「週齢規制」について、スウェーデンでは、犬については 8 週齢規制、猫については 12 週齢規制が導入されていると言える。

(16) 標識の装着及び登録

前述のように、犬に対して標識の装着及び登録を義務付けるのは、動物保護法とは別の法律である監視法及び監視令である。

犬の所有者は、自分の犬を識別可能にするため、標識を付けることが義務付けられ（監視法第 2 条）、また、スウェーデン農業庁が維持する犬登録簿（hundregistret）への登録が義務付けられる（監視法第 3 条）。標識は持続的なものでなければならず（監視法第 2 条）、マイクロチップの埋め込み又はタトゥー（入れ墨）により行わなければならない（監視令第 3 条）。

なお、猫に対しては、2019 年 4 月末の時点で、標識の装着及び登録は義務付けられていない。

(17) 禁止、差止命令及び一時保護

動物保護法は、県中央行政庁⁽⁴⁷⁾が、動物の監視及びケアを著しく怠った者、動物を虐待した者等に対して、同人が動物を管理することを禁止しなければならない旨規定する（法第 9 章第 1 条第 1 項）。この禁止決定を、動物禁止（djurförbud）という。

動物禁止の決定を受けた者が動物を所有又は飼養している場合、県中央行政庁は、同人が一定期間内に動物禁止の対象となった動物を手放すよう、差止命令⁽⁴⁸⁾を行わなければならない（法第 9 章第 3 条）。

上述の動物禁止や動物の所有を解消する差止命令が遵守されない場合、又は動物が不当に苦痛を与えられており、監督機関⁽⁴⁹⁾の命令後も是正されない場合、県中央行政庁は、当該動物を一時保護（omhändertagande）するよう決定しなければならない（法第 9 章第 5 条）。

また、動物が不当に苦痛を与えられており、かつ当該苦痛が改善される見込みがないか、又は当該動物の所有者が不明であるか連絡が取れない等の場合には、県中央行政庁又はスウェーデン警察は、当該動物を即時一時保護（omedelbart omhändertagande）するよう決定しなければならない（法第 9 章第 6 条第 1 項及び第 2 項）。

県中央行政庁は、一時保護（即時一時保護を含む。）した動物を、売却するか、その他の方法で譲渡するか、又は殺処分するかを速やかに決定しなければならない（法第 9 章第 8 条第 1 項）。

なお、犬に関しては、当該の犬に苦痛を与えられていない場合であっても、損害や著しい迷惑が発生することを防止するため、監視法に基づいて、県中央行政庁（即時一時保護の場合はこれに加えてスウェーデン警察）が、犬を管理することを禁止したり（hundförbud. 犬禁止）、差止命令を行ったり、一時保護（即時一時保護を含む。）を行ったりすることができる（監視法第 8 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条）。

(47) スウェーデンの県（län）は、スウェーデンにおける行政上の区域。現在、スウェーデンは 21 の県に分かれる。

県中央行政庁（länsstyrelse）は、県内における国の行政の総合的執行機関である（萩原編著 前掲注(18), p.134.）。

(48) 差止命令（föreläggande）は、公的機関や裁判所が、対象となる者に、一定の行為を行わないよう（又は一定の行為を行うよう）命じる命令をいう。したがって、不作為だけでなく作為を命じる場合もある。

(49) 県中央行政庁及び政府が指定するその他の公的機関をいう（法第 8 章第 1 条）。

(18) 罰則

故意又は過失により、犬猫飼養庁令に違反した者は、罰金に処される（法第 10 章第 5 条及び犬猫飼養庁令第 4 章第 2 条）。ただし、動物虐待等、動物保護法に違反している場合には、同法の規定により処罰される。

軽微な行為については、責任は問われない（法第 10 章第 6 条）。

なお、監視法の違反は、監視法の規定により処罰される。

Ⅲ 試訳等について

本稿で訳出した犬猫飼養庁令の条文は、スウェーデン農業庁ホームページで公開されている 2019 年 3 月 29 日現在のテキスト⁽⁵⁰⁾に依拠した。

動物保護法の条文は、スウェーデン国会（Sveriges Riksdag）ホームページに掲載されている 2018 年 6 月 20 日現在のテキスト⁽⁵¹⁾に依拠したが、一部で、スウェーデン法令全書のホームページで公開されている 2018 年 6 月 27 日版のテキスト⁽⁵²⁾を参照した。また、同法全文に関する前述の試訳⁽⁵³⁾を参考にした。

その他の法律・政令については、スウェーデン国会ホームページに掲載されているテキスト⁽⁵⁴⁾に、また農業庁令（関連する一般の助言を含む。）については、スウェーデン農業庁のホームページで公開されているテキスト⁽⁵⁵⁾に依拠した。

⁽⁵⁰⁾ “Statens jordbruksverks föreskrifter och allmänna råd om hållande av hund och katt,” *op.cit.*(9)

⁽⁵¹⁾ “Djurskyddslag (2018:1192).” Sveriges Riksdag HP <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/djurskyddslag-20181192_sfs-2018-1192>

⁽⁵²⁾ “Djurskyddslag,” *op.cit.*(1)

⁽⁵³⁾ 樋口 前掲注(2), pp.83-103.

⁽⁵⁴⁾ 動物保護令（2019 年 2 月 21 日現在）については、“Djurskyddsförordning (2019:66).” Sveriges Riksdag HP <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/djurskyddsforordning-201966_sfs-2019-66>、監視法（スウェーデン法令全書 2018 年第 830 号最終改正）については前掲注(11)、監視令（スウェーデン法令全書 2018 年第 246 号最終改正）については前掲注(12)を参照。

⁽⁵⁵⁾ 多頭飼養等許可庁令については、前掲注(7)を参照。

資料：犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 28 号）（試訳）

犬及び猫の飼養に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言

2019 年 3 月 28 日決定

スウェーデン農業庁は、動物保護令（〔スウェーデン法令全書〕2019 年第 66 号）第 2 章第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条及び第 9 章第 2 条に基づいて、次のとおり命令する。

さらに、スウェーデン農業庁は、次のとおり一般的助言を決定する。

第 1 章 共通規定

序

第 1 条

この命令は、動物病院及び動物医院で治療する動物に対して第 1 章第 4 条及び第 14 条、第 2 章第 1 条、第 2 条、第 11 条、第 23 条及び第 24 条、第 3 章第 1 条、第 2 条、第 11 条及び第 12 条を適用しないことを除き、犬及び猫の全ての飼養に適用する。この法令は、実験動物又は軍の内部規定が適用される職務遂行中若しくは当該職務遂行の準備を行うことを目的とする教習及び訓練中の軍用犬には適用しない。この法令は、職務遂行中又は当該職務遂行の準備を行うことを目的とする教習及び訓練中の警察犬にも適用しない。

第 2 条

業として若しくは大規模に愛玩動物を飼養し、繁殖し、譲渡し若しくは販売し、又は保管若しくは給餌のために愛玩動物を受け入れる者に対する許可の要件に関する規定は、動物保護法（〔スウェーデン法令全書〕2018 年第 1192 号）第 6 章第 4 条にある。当該活動が大規模であるとみなされる場合及び許可の要件の例外に関する規定は、愛玩動物、馬及び毛皮用動物の特定の動物飼養に対して許可を受ける義務に関するスウェーデン農業庁令（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 27 号）にある。

輸送に関する規定は、生きている動物の輸送に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書 2019 年第 7 号）及び輸送及び関連作業中における動物の保護に関し、並びに指令 64/432/EEC 及び 93/119/EC 並びに規則（EC）No 1255/97 を改正する 2004 年 12 月 22 日の理事会規則（EC）No 1/2005 にある。

犬及び猫の監視並びに犬の標識及び登録に関する規定は、犬及び猫の監視に関する法律（〔スウェーデン法令全書〕2007 年第 1150 号）にある。

定義

第 3 条

この命令においては、次のことを意味する。

飼育箱 [box]：第 2 章第 24 条及び第 3 章第 12 条に規定する最小の寸法を満たしている屋内空間

ケージ [bur] : 第 2 章第 24 条及び第 3 章第 11 条⁽⁵⁶⁾に規定する飼育箱の最小の寸法を満たしていない養畜場

前面壁 [frontvägg] : 犬の畜舎及び猫の畜舎における通路に面した飼育箱の壁であり、扉を含む。

機能障害 [funktionshinder] : 自然な行動又は機能が阻害された状態

養畜場 [förvaringsutrymmen] : 犬及び猫を保管する、飼育箱、小屋、運動場及びその他の空間

犬のデイケア施設 [hunddagis] : 犬の所有者が例えば仕事や勉強を行っている日中に犬の世話をする施設

犬の宿泊施設 [hundpensionat] : 犬の所有者が休暇中又はそれに類するときに、全日にわたり犬の世話をする施設

犬の畜舎 [hundstall] : 犬の飼育箱を有する建物

飼養 [hållande] : 自身の動物又は他者の動物の世話をすること。

パンティング [hässning] : 1 分間に 200 回から 400 回の多い呼吸数

検疫所 [karantän] : 輸入に関連して動物を隔離するために、特別な決定により、スウェーデン農業庁が承認した場所

猫愛護センター [katthem] : 後で譲渡又は殺処分するために、猫を一時的に収容する施設

猫の宿泊施設 [kattpensionat] : 猫の所有者が休暇中又はそれに類するときに、全日にわたり猫の世話をする施設

猫の畜舎 [kattstall] : 猫の飼育箱を有する建物

小屋 [koja] : 一般に、独立した小さな建物又は他の建物に接続する小さな建物で、四方の壁、床、天井を有するもの。小屋は屋内空間とは見なされない。

長時間旅行 [långfärder] : そりを引くそり犬を伴う終夜にわたる長時間の旅行

柔らかな床面 [mjukt underlag] : 犬が快適に横になりかつ床ずれが生じないように、十分に厚い藁 (わら)、耐久性のあるふとん、マットレス、柔らかな敷物等から成る床面

自然な状態 [naturlig ställning] : 犬及び猫が立ち上がって普通に座ることができ、丸くなくても脚を伸ばして横向きになっても寝ることができる状態

運動場 [rastgård] : ネット又はそれに類するもので囲まれた犬及び猫のための屋外空間

休息 [rasta / rastning] : 犬が落ち着いてその欲求を満たし、動き回り周囲の匂いを嗅ぐというその欲求を発露させることができる、リードでつながれての又は大規模運動場でのゆったりとした屋外での滞在

目隠し [siktbarriär] : 木製の壁、木の板、不透明なプラスチック等のように、動物がそれを通して見ることを妨げる何らかの不透明な材料でできた装置

病気 [sjukdom] : 動物に苦痛を生ぜしめ、又はその自然な機能に負の影響を及ぼし得る状態

大規模運動場 [stora rastgårdar] : 運動用の囲い地又は遊び用の囲い地として使用される第 2 章第 23 条の最小の寸法の 5 倍以上の土地

大規模施設 [större anläggning] : 養犬場、犬のデイケア施設、犬の宿泊施設又は猫の宿泊施設のように、動物保護法 ([スウェーデン法令全書] 2018 年第 1192 号) 第 6 章第 4 条に従って許可を必要とする施設

輸送 [transport] : 目的地での動物の積降ろしが完了するまでの、積入れ、積降ろし、積替え

⁵⁶⁾ 規定の内容からは第 3 章第 12 条の誤りであると考えられるが、ここではテキストのとおり訳出した。

及び休息を含む、単一又は複数の輸送手段により行われる動物の移動及びそれに関連する手続
産箱〔valpningsbox〕：雌犬が、子犬を出産してから離乳するまでの間使用することを目的とする飼育箱

風よけ〔vindfång/vindsluss〕：小屋の中に風が直接吹き込むのを防止する、小屋の内側若しくは外側にある壁又はそれに類するもの

犬及び猫の養畜場

第4条

犬及び猫のための屋内空間には、昼光を取り入れるための窓を取り付けなければならない。

第5条

犬及び猫の養畜場は、住宅を除き⁽⁵⁷⁾、点検や清掃や消毒が容易であるように設計されなければならない。

第6条

屋内空間は、そこで飼養されている動物に適した温度と湿度を保つように換気され断熱されなければならない。

犬及び猫は、次の値⁽⁵⁸⁾を超過する空気の汚染には、一時的にしかさらされてはならない。

アンモニア：10 ppm

二酸化炭素：3000 ppm

第1章第6条の一般的助言

犬の畜舎内及び猫の畜舎内の温度は、犬又は猫の年齢及び種類により、摂氏10度から21度であるべきである。老齢及び幼齢の個体は、通常、より高い周囲温度が必要である。

第7条

犬及び猫のための屋内空間には、照明が装備されていなければならない。

当該空間内の動物に不快を与えないように照明器具を配置し、照明の強さと向きを調整しなければならない。

第8条

犬の畜舎及び猫の畜舎並びに運動場においては、窓、電線、ラジエーター、照明装置及びその他の設備は、適切な保護がなされるか、又は負傷のリスクが存在しないように実現されなければならない。その他の空間においても、負傷のリスクは最小限にされなければならない。

57) 「住宅」とは、犬や猫が家庭で飼養されている場合の、(飼養者である)人間の家を意味する。飼い主の家まで点検・清掃・消毒が容易であるように設計することは義務付けられないという意味である。

58) アンモニアは動物の糞尿等から発生するが、10 ppmのアンモニア濃度は強いにおいがする状態である。また、3000 ppmの二酸化炭素濃度は、おおむね動物の呼気ガスの二酸化炭素濃度と同等であり、空気の交換率が低い閉鎖空間でこの呼気ガスの一部を再呼吸する状態が持続すると、動物は激しいあえぎ呼吸を起こすようになる(「環境モニタリング(平成10年5月日動協発行版)」pp.4-5. 日本実験動物協会 HP <<http://www.nichidokyo.or.jp/pdf/production/monitarng.pdf>>)。

第9条

犬の畜舎及び猫の畜舎には、火災の際には動物を救助するという前提が存在していなければならない。

第10条

大規模施設は、次のための空間を有していなければならない。

1. 飼料及び飼料取扱い
2. 動物の入浴及び管理
3. 病気の動物の隔離及びケア

第11条

屋内空間及び小屋は、当該空間で飼養される動物の数に適合しており、全ての動物は、同時に寝場所が利用可能でなければならない。

第12条

屋内空間及び小屋の寝場所は、乾いて清潔で、柔らかな床面を有していなければならない。寝場所は、動物が自然な状態で横になることができるほど大きくなければならない。

第1章第12条の一般的助言

犬は、寝床作りをする機会を与えられるべきである。

第13条

授乳中の雌犬及び授乳中の雌猫は、自身及び子のために静穏で乱されない場所の利用が可能でなければならない。

第14条

犬及び猫は、次の場合を除き、ケージに保管してはならない。

1. 犬及び猫は、展示、競技、試験の時及び競技前の調教に際してケージに保管することができる。その際、ケージは少なくとも2つの面に覆いをかけ、かつ、犬は少なくとも2時間ごとに休息させなければならない。
2. 競技に関連する輸送及び競技前の調教に際して、それぞれ競技場所若しくは調教場所にいるか、又は競技場所若しくは調教場所との往復の途上にある犬は、輸送手段内に1泊することができる。
3. 狩猟に関連して、犬は、少なくとも3時間ごとに休息させれば、1日最大8時間までケージに保管することができる。
4. 輸送に関連して、犬及び猫はケージに保管することができる。ただし、自動車が停止したままであるときの保管は、3時間を超過してはならない。

上記に従っての保管に際しては、生きている動物の輸送に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書2019年第7号）第6章第36条の規定並びに別表1.7及び別表1.8の最小の寸法に従うものとする。上記第2号に従っての保管に際しては、これに

加えて、宿泊場所の安全に特別の考慮が払われなければならない。

第 15 条

運動場で飼養されている犬及び猫は、日陰と日光の両方並びに風及び雨からの保護とを与え得る場所の利用が可能でなければならない。土壌は、通常の気象条件下で泥濘にならぬよう、水はけが良くなければならない。床面は、犬又は猫がその上を妨げられることなく歩くことができるような材質でなければならない。

運動場に接続する屋内空間がない場合、動物は小屋を利用できなければならない。これは、犬を休息させるために日中に数時間しか使用しない大規模運動場には適用しない。

管理

第 16 条

監視は、1日に2回以上行わなければならない。幼齢、病気又は負傷している犬及び猫は、より頻繁に見なければならない。

第 17 条

犬及び猫は、その社会的接触の欲求が満たされた状態に置かれなければならない。

第 1 章第 17 条の一般的助言

社会的接触は、同種の動物の集まり又は人間を通じて実現されるべきである。

人間との接触は、活動、休息又はその他の職務への従事により、毎日数時間実現されるべきである。

6 か月齢未満の子犬及び子猫は、検疫所に留めるべきではない。

第 18 条

犬及び猫には、毎日、飼料を与えなければならない。飼料は、適切で、包括的でかつ良くバランスのとれた栄養補給を保障し、かつ、痩せ又は肥満にならないような量で与えなければならない。

多数の動物に同時に給餌する場合、他の動物により不適當に妨害されることなく食べる機会を与えなければならない。

第 19 条

犬及び猫は、十分に清潔に保ち、被毛を管理しなければならない。

第 20 条

犬及び猫の養畜場は、十分に清潔に保たなければならない。

第 21 条

お互いに見知らぬ動物を、監督することなく同一の養畜場に入れてはならない。攻撃的な動物は、決して養畜場で一緒にしてはならない。

第 22 条

犬を相互に、又は他の動物に対してけしかけてはならない。同じことは猫についても適用する。

第 23 条

動物保護法（〔スウェーデン法令全書〕2018 年第 1192 号）第 9 章第 5 条又は第 6 条に従って一時保護された動物は、その医学的状態及び精神的状態を調査する前に、同法第 9 章第 8 条に規定する方法で譲渡することはできない。当該動物の医学的状態又は精神的状態が譲渡を許さず、治療の見込みもないと判定された場合、当該動物は殺処分しなければならない。

上記の規定は、いずれかの組織を通じて譲渡される犬及び猫にも適用する。

第 1 章第 23 条の一般的助言

屋外で生活している遺棄された猫は、屋内で生活することを強制されるべきではない。

繁殖

第 24 条

次の場合には、動物を繁殖に使用してはならない。

1. 当該動物が遺伝性の病気又は機能障害を有する場合
2. 当該動物が、病気に対する 2 組の劣性の素因の保因者であるか又はその蓋然性が高い場合
3. 当該動物が、病気に対する単一の劣性の素因の保因者であるか又はその蓋然性が高く、かつ、対応する素因を持たないことが確認された個体との交配が実現しない場合
4. 利用可能な情報から、当該の交配の組み合わせが、子の病気又は機能障害のリスクを増大させると見込まれる場合
5. 当該動物が、非挑発的な状況又は当該動物にとって通常の状態において、過度の恐怖反応又は攻撃的な行動の形で行動障害を示す場合
6. 当該動物が、自然な方法で繁殖する能力を欠いている場合

第 25 条

帝王切開で 2 回分娩した雌犬又は雌猫は、引き続き繁殖に使用してはならない。

販売等

第 26 条

ペットショップ、露店市又はそれに類する場所において、犬及び猫の販売を行ってはならない。

第 27 条

犬及び猫は、くじ、競技又はそれに類するものの賞品として使用してはならない。

第2章 犬の飼養に対する特別規定

養畜場

第1条

犬には、他の犬からの隔離の可能性を与えなければならない。

犬の畜舎では、飼育箱相互間の間仕切りの壁は、少なくとも当該間仕切りの壁の半分の長さの目隠しを備えていなければならない。

第2章第1条の一般的助言

犬の畜舎内の飼育箱は、他の犬との一定程度の視覚的な接触を可能にするべきである。2頭の運動場を分離する柵や格子には、開放部分と目隠しのある部分の両方があるべきである。目隠しの長さは、柵の長さの3分の1以上であるべきである。

第2条

運動場には、地面よりも高くなった寝場所の形で眺望の利く地点が存在していなければならない。寝場所は0.5m以上の高さで、それぞれの犬が問題なく自然な状態で横になることができるほど大きくなければならない。小型の犬種や運動能力が低下した犬が自力で飛び乗ることができない場合には、通路又は階段を設置しなければならない。

第2章第2条の一般的助言

日陰の寝場所を得るために犬が寝場所の下空間を使用できるように、寝場所の高さは犬の体高と同等であるべきである。

第3条

犬が継続的に滞在する運動場は、環境エンリッチメントが行われていなければならない。当該エンリッチメントは安全でなければならず、かつ、犬の負傷のリスクを増大させてはならない。当該エンリッチメントは、当該運動場で飼養されている犬に適合していなければならない。

第2章第3条の一般的助言

運動場のエンリッチメントの例としては、運動場内及び運動場間の目隠し、穴掘りをする機会、マーキングのための柱、耐久性のあるおもちゃ、運動場の定期的な「模様替え」がある。

第4条

目に見えない電気柵を犬に使用してはならない。犬が接触するかもしれない目に見える電気柵は、電気柵で囲まれた面積が次の場合にのみ、犬に使用することができる。

1. 体高45cm以下の犬に対しては、第2章第23条にいう運動場の最小の寸法の50倍以上
2. 体高45cmを超える犬に対しては、800m²以上

目に見えない電気柵とは、境界を構成する埋設された電線で、犬がそれを通過しようとする時、例えば当該の犬に付けられた受信機付きの首輪を介して、当該の犬が電氣的な衝撃を受けるものをいう。

第5条

犬小屋は、断熱され、かつ良好に換気されなければならない。犬小屋は、風、直射日光、降水、寒冷及び湿気から保護するように設計されなければならない。

第2章第5条の一般的助言

小屋には、風が小屋の中に直接吹き込まないように、風よけを設置するべきである。

第6条

妊娠中及び授乳中の雌犬が使用する飼育箱及び小屋は、寒冷に対する追加の保護を動物に与えるように装備されなければならない。

産箱には、必要な場合、追加の温熱を供給しなければならない。

授乳中の雌犬には、子犬に対して手が届かない特別な寝場所が利用可能でなければならない。

管理

第7条

屋内に滞在する犬は、飲料水を自由に利用することができなければならない。屋外の気温が0度を下回る場合、運動場に継続的に滞在する犬は、凍結していない水を提供する給水器又はそれに類するものからの水を利用することができない場合、1日に2回以上、直ちには凍結しないような方法で、ぬるま湯を得られなければならない。

第8条

犬の集団は、一緒に良好な関係を保つことができる犬により構成しなければならない。

第2章第8条の一般的助言

成犬の集団は、10頭を超える個体で構成されるべきではない。

第9条

1日中かつ1年を通じて屋外で飼養することができるのは、それに適合した犬で、かつ恒常的な屋外での滞在に適応した個体のみである。

第10条

4か月齢未満の子犬は、短時間しか、完全に単独にしておくことはできない。

第11条

犬は、屋内では係留して飼養してはならない。

屋外では、犬は継続的に係留用ワイヤーを用いて飼養してはならない。一時的な係留に際しては、犬は、1日につき2時間だけ、かつ、犬に対する負傷のリスクを構成しないような方法でのみ、係留して飼養することができる。6か月齢未満の子犬は、短時間しか係留して飼養することはできない。

長時間旅行及びそり犬競技に関連しては、犬は気温が0度を上回る時に係留して飼養する

ことができる。寒冷の気候に適合した被毛を有し、かつ、寒さに慣れている犬は、より低い温度の際にも係留して飼養することができる。係留は、当該の犬が自然な状態で横になり得る方法で行われなければならない。かつ、当該の犬は、乾燥した清潔な寝場所を当該の犬に与える雨除け施設が利用可能でなければならない。

第2章第11条の一般的助言

犬はチョークカラーで係留するべきではない。

第12条

運動場を自由に利用することができない屋内で飼養されている犬は、犬の年齢及び健康状態を考慮して、定期的に屋外で休息させなければならない。

継続的に運動場で飼養されている犬は、他の場所で毎日休息させなければならない。

第2章第12条の一般的助言

犬は、日中は6時間ごとに、子犬及び高齢の犬はそれよりも短い間隔で、休息させるべきである。

第13条

スパイクカラーを使用してはならない。

スパイクカラーとは、首輪の機能を強める棘の付いた首輪をいう。

第14条

犬がパンティングすることを妨げる密着した口輪は、一時的にのみ使用することができる。6か月齢までの子犬に対しては、口輪は、型にかかわらず、一時的にしか使用することはできない。

第15条

特別な係留装置を当該車両に取り付けない限り、犬を原動機付車両に係留してはならない。当該係留装置は、まず当該装置を取り外さなければ、車両がその場所から発車することができないように設計しなければならない。自動車を用いて犬を休息⁽⁵⁹⁾させ又は調教してはならない。

繁殖

第16条

雌犬は、2回目の発情より前に、又は18か月齢の時点よりも早く交配させてはならない。雌犬が12か月以内に2回の子犬の出産を行った場合、次の子犬の出産の前に12か月以上の休養を与えなければならない。

第17条

雌犬の強制交配を行ってはならない。

(59) 「休息」とは、いわゆる犬の散歩のことである。第1章第3条を参照。

強制交配とは、雌犬が不快感を示し又は逃げようとしているにもかかわらず、雌犬を抱きかかえて固定し交配を強制することをいう。

第 18 条

子犬は、母犬の乳と世話を必要とする限り、ただし最も早い場合でも 8 週齢の時点まで、一時的な場合を除き、母犬から引き離してはならない。

子犬は、特別な理由が存在しない限り、最も早い場合でも 8 週齢の時点まで、繁殖者〔ブリーダー〕を離れてはならない。

犬のデイケア施設及び犬の宿泊施設

第 19 条

犬が当該施設に滞在している間、犬のデイケア施設には、業務に熟達した職員が勤務していなければならない。

第 20 条

犬のデイケア施設及び犬の宿泊施設の犬は、争いを回避するため、互いに離れることが可能でなければならない。

第 21 条

犬のデイケア施設又は犬の宿泊施設においては、口輪又はそれに類するものは、負傷の治療又はそれに類する場合の一時的な使用を除き、使用することはできない。

第 22 条

犬のデイケア施設又は犬の宿泊施設を営む者は、犬についての訓練又はそれと同等の経験を有していなければならない。

当該訓練には、次の事項を含む。

1. 犬の行動上のニーズ及び動物行動学
2. 問題のある犬及び問題のある犬の所有者
3. 犬のストレス
4. 感染症の感染力
5. 動物保護法令
6. 品種に関する知識
7. 簡単な犬の治療
8. 実習

寸法

第 23 条

次の寸法は、犬の運動場の最小の寸法である。数値は、m²単位での運動場の大きさを意味する。

犬の体高⁽⁶⁰⁾

犬の頭数	< 25 cm	25 - 35 cm	36 - 45 cm	46 - 55 cm	56 - 65 cm	> 65 cm
1〔頭〕	6	10	15	16	18	20
2〔頭〕	8	14	18	20	24	28
更に追加の犬1頭に 対して次の面積を増加	4	6	8	10	12	14

異なる大きさの2頭の犬が同一の運動場で飼養されている場合、運動場の大きさは、大きな方の犬2頭分の大きさとして、上掲の表から算出する。

異なる大きさの犬が更に同一の運動場で保管される場合、当該面積は少なくとも次に従って増加される。

1. 最も大きな犬と最も小さな犬を、最も大きな犬2頭として、上掲の表に従って算出する。
2. 上掲の表の最終行に従って、追加の犬に割り振られる面積を加える。

第2章第23条の一般的助言

例:

体高27cm、59cm、41cmの3頭の犬を有している場合。1.に従って、最も大きな犬と最も小さな犬のための運動場は24m²になり、第3番目の犬のために2.に従って8m²が加算され、合計で32m²となる。

第24条

次の寸法は、犬の飼育箱の最小の寸法である。飼育箱は、普通の天井の高さを持たなければならない。数値は、m²単位での飼育箱の大きさを意味する。

犬の体高

犬の頭数	< 25 cm	25 - 35 cm	36 - 45 cm	46 - 55 cm	56 - 65 cm	> 65 cm
1〔頭〕	2	2	2.5	3.5	4.5	5.5
2〔頭〕	2	2.5	3.5	4.5	6	7.5
更に追加の犬1頭に 対して次の面積を増加	1	1	2	2	3	3

異なる大きさの2頭の犬が同一の飼育箱で飼養されている場合、飼育箱の大きさは、大きな方の犬2頭分の大きさとして、上掲の表から算出する。

異なる大きさの犬が更に同一の飼育箱で保管される場合、当該面積は少なくとも次に従って増加される。

1. 最も大きな犬と最も小さな犬を、最も大きな犬2頭として、上掲の表に従って算出する。
2. 上掲の表の最終行に従って、追加の犬に割り振られる面積を加える。

(60) 例えば、体高25cm未満の犬としてはポメラニアン、25-30cmの犬としてはウェルシュ・コーギー・ペンブローク、36-45cmの犬としては柴犬、46-55cmの犬としてはボーダー・コリー、56-65cmの犬としてはジャーマン・シェパード・ドッグやゴールデン・レトリバー（オス）、65cm超の犬としてはセント・バーナード（オス）等が挙げられる（体高の数値は、ジャパンケネルクラブ監修、中島真理・白石花絵『最新犬種図鑑—写真で見る犬種とスタンダード—』インターズー、2008による。）。

第2章第24条の一般的助言

普通の天井の高さは、1.8m 以上であるべきである。

第25条

次の寸法は、産箱の最小の寸法である。

雌犬の体高	産箱の大きさ (m ²)
< 25 cm	2
25 - 30 cm	3
30 - 40 cm	4
40 - 50 cm	6
50 - 60 cm	8
60 - 65 cm	9
> 65 cm	10

第26条

次の寸法は、犬用の犬小屋で犬が寝る所の内寸の最小の寸法である。

長さ	幅	高さ
鼻の先端から尾の付け根までの犬の m 単位の体長 × 1.1	犬の m 単位の体高 × 1.1	犬の m 単位の体高 × 1.2

第3章 猫の飼養に対する特別規定

養畜場

第1条

猫の畜舎では、飼育箱相互間の間仕切りの壁は、少なくとも当該間仕切りの壁の半分の長さの目隠しを備えていなければならない。

第3章第1条の一般的助言

猫の畜舎内の飼育箱は、他の猫との一定程度の視覚的な接触を可能にするべきである。

第2条

養畜場の猫は、高くなった寝場所、爪とぎができること、隠れ場所、屋内で飼養されている猫のための猫用トイレのような環境エンリッチメントが利用可能でなければならない。飼育箱及び運動場には、猫が乗る高くなった棚又はキャットウォークも設置しなければならない。飼育箱及び運動場の全ての高所は、環境エンリッチメントのために利用されなければならない。

第3章第2条の一般的助言

第3章第11条の最小の寸法で継続的に保管されている猫は、毎日、屋外又は継続的な猫の飼養のための寸法を超過する屋内空間で休息させるべきである。

第3条

授乳中の雌猫には、子猫に対して手が届かない特別な寝場所が利用可能でなければならない。

第4条

1つの養畜場に、15頭を超える成体の動物又は20頭を超える成長中の動物を収容してはならない。養畜場の全ての猫は、同時に寝場所が利用可能でなければならない。

第5条

外に出る可能性が無い状態で複数の猫が1つの空間に保管されている場合、少なくとも、2頭の猫につき1つの猫用トイレか又は2頭の猫につき1つの猫用トイレに対応する表面積を有する大きなトイレ用の箱が設置されなければならない。猫用トイレは十分に清潔に保たれていなければならない。

猫用トイレは、給餌の場所から離して設置されなければならない。給餌の場所から半m以上離れていなければならない。

第3章第5条の一般的助言

猫用トイレは、1日に1回以上掃除するべきである。

猫用トイレの表面積は、2頭の猫につき 0.12m^2 以上であるべきである。

管理

第6条

屋内で飼養されている猫は、飲料水を自由に利用することができなければならない。完全に又は部分的に屋外で飼育されている猫は、凍結していない水を提供する給水器又はそれに類するものからの水を利用することができない場合、1日に2回以上、直ちには凍結しないような方法で、水を利用することができなければならない。

集団内の順位が低い猫は、ストレスなく飲食をする可能性を得られなければならない。

第3章第6条の一般的助言

低い順位の猫が、邪魔されることなく飲食をする機会を得るために、異なる場所に異なる高さで、食物と水の鉢が置かれるべきである。

第7条

猫は、係留して飼養してはならない。

第8条

地面から5mを超える高さに位置するバルコニーに猫だけで滞在させる場合には、猫がそこから落下するのを防ぐため、バルコニーにネット又はそれに類するものを装備しなければならない。

第9条

子猫は、母猫の乳と世話を必要とする限り、ただし最も早い場合でも12週齢の時点まで、一時的な場合を除き、母猫から引き離してはならない。

子猫は、特別な理由が存在しない限り、最も早い場合でも12週齢の時点まで、繁殖者〔ブリー

ダー] を離れてはならない。

猫愛護センター及び猫の宿泊施設

第 10 条

猫愛護センター又は猫の宿泊施設を営む者は、猫に関する知識を有していなければならない。当該知識には、次の事項を含む。

1. 猫の行動上のニーズ及び動物行動学
2. 問題のある猫及び問題のある猫の所有者
3. 猫のストレス
4. 感染症の感染力
5. 動物保護法令
6. 品種に関する知識
7. 簡単な猫の治療
8. 実習

寸法

第 11 条

猫の継続的な飼養を目的とする運動場及び空間は、 6m^2 以上でなければならない。当該面積は、猫 1 頭につき 2m^2 以上でなければならない。天井の高さは、 1.9m 以上でなければならない。

第 12 条

次の寸法は、猫の宿泊施設、子猫を持つ雌猫のための繁殖用の箱及びその他の一時的な保管の際の、 m^2 単位⁽⁶¹⁾での猫の飼育箱の最小の寸法である。猫は 3 か月を超えてこの種類の飼育箱で保管してはならない。

面積 (m^2)	1.5
最小の側面の長さ (m)	1.2
天井の高さ (m)	1.9

複数の猫が当該飼育箱で飼養されている場合、それぞれの猫は、 0.7m^2 以上が利用可能でなければならない。子猫を持つ雌猫は、2 頭の猫として算出する⁽⁶²⁾。

第 13 条

次の寸法は、猫捕獲器の m 単位での最小の寸法である。猫捕獲器は、少なくとも朝と夕方に、12 時間以下の間隔で定期的に監視し、捕獲物を発見した際には、直ちに調査を行わなければならない。

長さ	0.5
幅	0.3
高さ	0.35

(61) 「最小の側面の長さ」及び「高さ」の数値は m^2 ではなく m 単位であるが、テキストのとおりに出した。

(62) 第 3 章第 12 条の最後の 2 文は内容的に別の項とする箇所と考えられるが、テキストのとおりに出した。

第4章 その他の規定

第1条

特別な理由がある場合、スウェーデン農業庁は、この命令の規定の例外を認めることができる。

第2条

この命令の違反に対する罰則に関する規定は、動物保護法（〔スウェーデン法令全書〕2018年第1192号）第10章第5条にある。

発効規定及び経過規定

1. この命令は、2019年4月1日に施行され、犬及び猫の飼育に関するスウェーデン農業庁令及び一般的助言（スウェーデン農業庁法令全書2008年第5号）は適用を終了する。一般的助言は同日から適用する。
2. 第2章第23条の要件を満たす運動場への接続に関して、当該運動場の動物が自由に立ち入ることができる飼育箱が存在する場合、当該飼育箱は、当該飼育箱の空間のいずれかが新築、増築又は改築されるまで、第2章第24条の要件を満たす必要はない。

クリスティーナ・ノルディン⁽⁶³⁾

ヘレナ・エロフソン
（動物保護・保健局）

（ひぐち おさむ）

（本稿は、筆者が総合調査室在職中に執筆したものである。）

⁽⁶³⁾ スウェーデン農業庁長官。